

令和7年 第6回

南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

令和7年南会津町議会全員協議会会議録目次

12月12日（金）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	4
南会津町過疎地域持続的発展計画の策定について	5
新町まちづくり計画の変更について	13
南会津町公の施設の指定管理者の指定について	20
伊南地域診療施設等整備事業について	32
◎閉会の宣告	35

令和7年第6回南会津町議会全員協議会

議事日程

令和7年12月12日（金曜日）午前11時15分開会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 議題
 - (1) 南会津町過疎地域持続的発展計画の策定について
 - (2) 新町まちづくり計画の変更について
 - (3) 南会津町公の施設の指定管理者の指定について
 - (4) 伊南地域診療施設等整備事業について
- 4 閉会

出席議員（15名）

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
6番	渡部裕太	議員	7番	森秀一	議員
8番	川島進	議員	9番	湯田芳博	議員
10番	室井英雄	議員	11番	丸山陽子	議員
12番	楠正次	議員	13番	湯田哲	議員
14番	高野精一	議員	15番	渡部訓正	議員
16番	山内政	議員			

欠席議員（1名）

5番 古川晃 議員

説明のための出席者

渡部正義	町長	二瓶勝俊	副町長
川島敬章	教育長	月田啓	総務課長

小 椋 恵 司	総務課財政係長	佐 藤 弘 和	総務課管財係長
星 良 栄	総合政策課長	佐 藤 隆 士	総合政策課主幹 兼課長補佐 兼企画政策係長
渡 部 さつき	税 務 課 長	鈴 木 秀 和	住民生活課長
遠 藤 知 樹	健康福祉課長	橘 昭	農 林 課 長
湯 田 賢 史	商工観光課長	室 井 利 和	建 設 課 長
星 徹 也	環境水道課長	馬 場 和 伸	会 計 室 長
星 貴 夫	農業委員会 事務局 長	星 博 文	学 校 教 育 課 長
廣 野 友一郎	生涯学習課長	阿久津 勝 英	館岩総合支所長
小 勝 秀 勝	館岩総合支所 振 興 課 長	菅 家 康 夫	伊南総合支所長
平 野 芳 和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡 辺 健 二	事 務 局 長	室 井 夏 雄	議 事 係 長
---------	---------	---------	---------

開会 午前11時15分

◎開会の宣告

○山内 政議長 皆さん、大変ご苦労さまです。

携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いいたします。

都合により欠席届のあった議員は、5番、古川晃君です。

ただいまから令和7年第6回南会津町議会全員協議会を開会します。

本日の全員協議会は、町長からの申出により開催するものです。

次第は、お手元に配付のとおりです。



◎町長挨拶

○山内 政議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○渡部正義町長 本日は、議会全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員各位には、何かとご多忙の折にもかかわらずお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、4点についてご説明をさせていただきます。

まず、1点目の南会津町過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い策定いたしました南会津町過疎地域持続的発展計画の計画期間が今年度末までとなっていることから、同計画を見直し、地域の持続的な発展に向けた施策を引き続き推進していくため、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする南会津町過疎地域持続的発展計画の策定を進めております。

このたび計画案がまとまりましたので、その内容についてご説明させていただきます。

なお、本計画につきましては、現在パブリックコメントを行っており、今後、町民からの意見等を反映し、県との協議を行った上で、令和8年第1回議会定例会に議案として提出する予定であります。

次に、2点目の新町まちづくり計画の変更についてであります。東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が改正され、合併特例債の発行可能期間が延長されたため、新町まちづくり計画の期間を合併特例債の発行可能期間に合わせて延長するものであ

ります。また、現状の地域課題等を勘案し、施策の概要等の修正も併せて行うものであります。

なお、新町まちづくり計画の変更につきましても、議決事項となりますので、県との協議を行った上で、令和8年第1回議会定例会に議案として提出する予定であります。

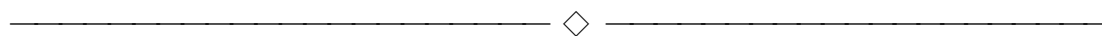
次に、3点目の南会津町公の施設の指定管理者の指定についてであります。今年度をもって指定管理期間が満了する施設につきまして、令和7年9月2日から10月3日まで指定管理者候補者の募集を行い、審査会、選定委員会を経て、指定管理者候補者を選定いたしました。このことを踏まえ、各施設の指定管理者候補者についてご説明させていただきますとともに、指定管理者候補者を選定できなかった施設もありますので、再公募のスケジュール等についてもご説明させていただきたいと思っております。

なお、指定管理者の指定につきましては、議会の議決事項となりますので、本定例会の議案第108号から議案第125号まで18件を議案として提案しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、4点目の伊南地域診療施設等整備事業についてであります。本定例会の議案第105号に、財産の無償貸付けについてで議案として提案しております伊南地域診療所及び車庫の無償貸付けにつきまして、相手方や物件の概要、貸付期間、開業までのスケジュール等をご説明させていただきたいと考えます。また、既に発注しております施設の改修につきまして、電気設備工事の工期延長の必要性が出てまいりましたので、その要因等についても併せてご説明させていただきたいと思っております。

以上4項目の具体的な内容につきましては、それぞれ担当課長等より説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

議員の皆様におかれましては、今後とも町政運営について、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。



◎議題

○山内 政議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について実質審議をする場ではなく、理解を深めるため、協議または

意見を調整する場であります。

なお、運営は、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規定に基づき進めます。

また、南会津町議会基本条例第10条第1項の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

(1) 南会津町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

総合政策課主幹。

○佐藤隆士総合政策課主幹兼課長補佐兼企画政策係長 総合政策課主幹兼課長補佐兼企画政策係長の佐藤隆士です。

私からは、南会津町過疎地域持続的発展計画、以下、過疎計画と省略させていただきますが、これの素案について説明させていただきます。

町では、先ほど町長からの説明にもありましたが、令和3年に国が策定しました過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法に基づきまして、過疎計画を策定しております。現行の過疎計画が令和3年度から令和7年度までの計画期間となっていることから、現在、令和8年度から令和12年度の5年間を計画期間とする新たな過疎計画の策定を進めているところであります。

本町の過疎計画素案の説明の前に、過疎計画の目的等について説明いたします。

過疎計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、以下、過疎法とありますが、これに基づき、過疎地域に指定された地方公共団体が地域の持続的な発展のために取り組む施策を計画するもので、過疎計画に基づく事業の実施に当たっては、元利償還金の70%が交付税で措置される過疎対策事業債の発行など、有利な財政支援制度を活用することができるとされております。

では、本町の過疎計画の素案について、概要版で説明いたします。

なお、本編につきましては、資料1-2となりますので、詳細につきましてはそちらでご確認ください。

では、資料の1-1をご覧ください。

こちらが過疎計画素案の概要版となります。

まず、上段に本町の過疎計画策定趣旨について記載しておりますが、第3次南会津町総合振

興計画や第3期南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略等をベースに、過疎法の前文にうたわれる持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を目指し、過疎地域の持つ多面的・公益的機能を果たしつつ、元気で活力ある地域として自立できるようにするため、策定するものです。

なお、この計画を策定することで、先ほども説明いたしましたが、有利な財源である過疎対策事業債を発行することが可能となることに加えまして、税制による優遇措置や国庫補助金のかさ上げ措置などの恩恵を受けることができるようになります。

次に、左側の①から④については、過疎地域等の基本的な事項について記載しておりますが、冒頭に説明した部分と重複しておりますので、説明を省略いたします。

次に、右側の⑤につきましては、過疎法で市町村計画に定めるべきとされている事項について、まとめたものとなっております。

まず、地域の持続的発展の基本的方針ですが、①過疎地域整備の基本的方向としては、地域の個性と特徴を磨き、みんなが元気で活力ある地域として自立できるように、“集まる”“育む”“輝く”まちづくりを進めることとしております。

②過疎地域の持続的発展のためのまちづくりですが、第3次南会津町総合振興計画と同様に、5つの目標の柱と19の基本目標を掲げ、まちづくりを推進してまいります。

③施策横断的な視点につきましては、デジタル技術を活用した新たな社会、いわゆるSociety5.0への対応やSDGsの推進を意識し、各課横断的に施策を推進してまいります。

持続的発展のための基本目標についてであります。人口に関する目標では、南会津町人口ビジョンとの整合性を図りまして、総人口を1万1,180人、出生数を毎年40人としております。財政力に関する目標では、将来負担比率22.8%、実質公債費比率12.8%としております。

なお、目標年次につきましては、いずれも令和12年度としております。

計画期間についてですが、令和8年度から令和12年度までの5か年間といたします。

持続的発展のために実施すべき施策については、過疎法で市町村計画に定めるものとされている事項について、①の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から⑫のその他地域の持続的発展に関し必要な事項まで、12の事項について記載しております。本日は、それぞれの事項の具体的な説明については省略いたしますので、過疎計画本編のほうでご確認くださいようお願いいたします。

計画の達成状況の評価につきましては、施策ごとに定めた目標の進捗状況につきまして、毎年度、担当課による評価を行います。さらに、中間年には外部組織で評価を行い、進捗状況に

ついて客観的に評価をいたします。

最後に、今後のスケジュールについて説明いたします。

現在、福島県と事前協議を行っております。また、パブリックコメントや地域協議会などの説明などを実施しており、そこで寄せられた意見等を踏まえて修正し、年明けの1月下旬から2月上旬頃に、県と最終的な協議を行う予定となっております。その後、必要に応じて修正等を加えまして、令和8年第1回議会定例会に議案として提出する予定となっております。

なお、ご意見等がございましたら、パブリックコメントの期限であります1月9日までにご連絡くださるようお願いいたします。

説明は以上となります。どうぞよろしくようお願いいたします。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。質問、ご意見等ございませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今回の説明の最後のほうから質問をさせていただきますが、令和3年に前回の計画が走ったわけですけれども、今回に至るまでに、いわゆる内部でどのような評価を、進捗状況についてしているのか。それから、あわせて、これを提出する提出先の評価というのがあれば、それをお示してください。

○佐藤隆士総合政策課主幹兼課長補佐兼企画政策係長 答えいたします。

これまでの評価につきましては、毎年度、各課に進捗状況について照会をかけまして、各課より回答いただいたものについてまとめております。

なお、すみません、もう一点のほうの提出先のほうが、ちょっと意図がつかめなかったのもう一度質問いただければと思います。申し訳ありません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 それでは、おただしがあつたほうから答えますが、つまりこの計画を提出する、県と協議をしているということでしたが、どんな内容を協議するのか分かりませんが、令和3年に一度計画を樹立をして、つまり過疎法の制度や過疎の有利な資金を使えるようになっていると思うんですね。それは、計画をした内容をしっかり上部機関が、それを認定する機関がどのような形で評定をしているのか、そこを教えてほしいんです。まずはここからお願いします。

○佐藤隆士総合政策課主幹兼課長補佐兼企画政策係長 答えいたします。

実施した評価について、報告先への特に報告というのは行っておりません。策定に際しまし

ては、県のほうとの協議につきましては、県のほうでも基本方針を定めておりますので、そういったところにしっかり即しているかであったり、過疎法の目的に合致しているかというところの視点で、いろんな助言等をいただくようになっております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これは、この法律といいますか、この計画にかかわらず、全ての計画はいずれ、目指すべき方向が今現在どこまで進捗しているか、これを評価しながら、どこに課題が残っているのか、あるいは課題を解決できない理由は何なのか。ここのところを検証していかないと、計画が実行に移せないだろうと思うんですね。

その計画というのは、いわゆる数値的な目標、これについて当然ありますが、これで見ますと、人口は当然減るといふ数値になっていますね。しかし、人口がこのまま減るのはやむを得ないんだというふうに決定づけるのか、それとも、ある程度弾力を持たせながら、この過疎法といいますか、過疎の制度を生かしながら、人口を徐々に増やしていくんですよ、人口の減退率を止めていくんですよ、これが私は本来の計画の在り方だと思うんですね。

そこで、あえて聞きますが、先ほど申し上げたのは、内部で毎年、この計画の評価をしているんだけど、それは議会のほうには報告はされているのでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

過疎計画につきましては、過疎計画の上位計画として総合振興計画が位置づけられています。総合振興計画の中につきましては、町が今取り組んでいる事業全てを盛り込んで、各課で評価し、その進捗状況を確認しているところでございます。

議会に報告はあるのかということでございますが、9月の決算の事務報告の中で、進捗状況は報告しているという認識ではございますが、目標である数値については、じゃどうなっているんだということになろうかと思えます。そこにつきましては、先日、振興計画の審議会を開催しまして、外部の評価もいただいたところでございますので、それらを整理した上で、ホームページに掲出させていただきたいというふうに考えておりました。

特に議会に対して、現段階までは、その数値を報告するということは考えておりませんでした。今後、ちょっと内部で協議したいと思っておりますので、ご理解願います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 なかなか広範にわたる業務ですので、一つ一つ事務方で評価をしながら、その内容によって、次なる策をどう打っていくかということを求めるのは厳しい状況にあ

るかと思うんですが、例えば、上位計画である総合振興計画でもいいんですが、“集まる” “育む” “輝く” まち、住んでよかったと思えるまちを目指していくことをサブタイトルとしてうたっているんですね。

これらは、そういう実感が湧いているかどうかなんですけど、私たちは当然、その状況を一つ一つ精査をして、数値的な検知もしていかなければなりませんけど、住民がこの町に本当に住んでよかったと思える実態・実感がどこかに見えているかということなんです。それを例えば内部のほうで、何段階か分かりませんが、5段階だと仮に仮定すれば、今は何段階に位置しているんだろうか。これをもう一段上げるためには、もちろん国や県が指定した事項についての関係事項というのは網羅していかなければなりませんけど、それと併せながら、この町の実態として、現実として、こういう問題にしっかりと取り組む。そのために過疎法を適用させようという考えでいかなければならないと思うんですが、この考えについてのご意見をいただきたいと思えます。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

この人が“集まる”、あと“育む” “輝く” というのは、南会津町が合併して誕生したときからの理念ということで設定されているものでございます。

今ほど9番議員から話があったように、やはり町民の方がいかにそれを実感しているかということは、重要な視点かと考えられます。今後そういうことも、数値化できればいいんでしょうけど、どのようにして数値化するかということも含めまして、過疎計画に基づいて得られる過疎債という有効な財源手段、これらを有効に活用して、町の先ほど申し上げました“集まる” “育む”、笑顔でというようなことが実感できるようなまちづくりを進めていくことが必要なのではないかというふうに、総合政策課としては考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 課長の言っている、今答弁あった部分については、全く異論はないんですが、例えば、私が言うのは、ここの文言に表示した文脈等から考えると、とても希望の持てる文脈になっているんですよ。また、希望の持てない文脈では、恐らく持続的な発展を期待できないということで、なかなか指定といいますか、認定が出ないのかもしれない。でもそれは、じゃ、作成する執行部側がどういう実態を描いて、集まるというのはどういう状況、どういう実態をイメージしているのか。

例えばここに、地域の個性と特徴を磨き、これはホームページ等なんか見ると、大体どこの

町村も、どこの自治体でも、こういう書き出しというか、それがあるんですね、多少文言は違います。じゃ具体的に、南会津町の地域の個性とは何ですか、あるいは特徴を言ってみてくださいといったときに、関係する執行部のほうで、こういうことです、こういう状態なんですということを共有できているかどうか、このところを伺います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

共有できているというふうに認識しておりますが、果たしてそれがどこまで深く、本質的なところまでできているかということは、認識していないところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 例えば、先ほどからいろいろお話を聞いていて思いますが、特別委員会の話にもありましたが、4町村の合併、したがって、地域的な特徴、あるいは地域的な文化、そういったものが違う。そうすると、輝かせるものが、あるいは輝いてほしいというのが、少なからず違いがあるんですね。

こういうことを、例えば本庁としてはこういうふうに考える、けれど支所としては、どこの支所については、私のところはこういうことなんだ、これを総じて町の振興計画に上がり、今回の過疎計画に連動していくんですよというところの共有を今後ぜひしていくことを切望して、私からの質問を終わります。

○山内 政議長 ほかに質問ございませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、発展計画の素案の中身について、ちょっと質問させていただきたいと思います。

一つは、15、16ページになりますが、16ページについては、新たに南会津高校を核とした地域人材育成事業というようなことで、ここに追加されておりますが、非常によろしいことかなというふうに思います。

その前に、15ページのところで、関係人口創出事業という上にあったんですが、スタディツアーというふうなことで地域課題の対策というようなことが、前の資料の中にはここにあったわけですが、それはどのような経過でなくすことになったのか、まず聞きたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

前回の、今運用している計画の中では、ここにスタディツアーというような、関係人口創出

事業の内容のところに記されていたかと思います。その当時、今の計画をつくる当時は、まず町を知っていただく、関係人口になっていただける方たちに町を知っていただくというような取組をしておりました。ただ、実際に知っていただくというようなことでもなくて、知っていただくのは、既に観光などで訪れていただいた交流人口の方であったりというふうなことも考えられます。

この計画が進んでいる中で、ふるさとサポーターというような、前回の議会でも答弁させていただきましたが、その方たちが今現在、200人弱登録されています。その方たちをいかにして、ここの人口減少のところの担い手になっていただくかというようなこともありますが、関わっていただくかというような仕組みをつくっていかねばならないというふうに考えております。

そのことから、スタディツアーというような文言、取組は一旦終わりにしまして、次のステップに進んでいきたいというようなことから、その文言を削らせていただいたところでございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 あと一点だけお願いしたいと思いますが、45、46の中で、集会施設、体育施設等の現況と問題点及びその対策であります。45から46にかけて、一番下ですが、令和5年度から3か年の継続事業で空調設備の改修を事業着手するなどというようなことでの文言でありますけれども、これらについては、7年度で終わっているというふうなことであるわけなんです。その他空調設備を改修する事業に、着手という言葉なのか、それらが一応終わっていることに対する疑問と、交流館の維持管理は非常に大変だと思うんですが、それらを含めた計画的な改修が必要だというようなことで見てよろしいのか。この件について、ご意見をいただきたいと思います。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。

議員おっしゃるように、空調設備につきましては、令和5年度から本年度までの工事ということで実施をしております。今後、継続的な活用の観点というところもございまして、築21年が経過してございます。こちらにつきましても、まだ改修をしなくてはいけないところがございまして、そういったところを踏まえて、ここに計画として載せさせていただきました。

以上でございます。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 先ほどの説明の中での持続発展に関する目標の中で、人口に関する目標、人口1万1,180人を令和12年度の目標にされていますが、ここの中で、その目標の定め方、設定の仕方について、ちょっとお伺いしたいと思います。

人口に関する目標の12ページの中に、令和7年国勢調査集計時点で1万2,592人、目標が1万1,180人とされています。そのほかには、8ページの人口の推移の中で、住民基本台帳なんですけれども、その中では、令和7年3月31日現在で実数が1万3,206人となっています。

基本台帳でいくのか、それとも国勢調査の時点での調査を基準にして決めるのか、これ明確になっていないような気がするんですけれども、この点についてお伺いいたします。

○山内 政議長 総合政策課主幹。

○佐藤隆士総合政策課主幹兼課長補佐兼企画政策係長 お答えいたします。

資料がちょっと紛らわしくて申し訳なかったんですが、8ページについては、参考としてご覧いただきたいというふうに思っております。

人口につきましては、これまでも総合振興計画であったり町の人口ビジョンにおきましても、国勢調査をベースに推計等を行っておりますので、今後も人口につきましては、国勢調査のデータをベースに進めていきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 国勢調査のほうを基本にしていくということなんですけれども、そうすると、令和12年で基本台帳よりも少なくなる、基本台帳のほうが多くなるという感覚が出るんじゃないかなと思うんですけれども、その場合、国勢調査を基にしての1万1,180人ということではよろしかったですか。

○山内 政議長 総合政策課主幹。

○佐藤隆士総合政策課主幹兼課長補佐兼企画政策係長 この1万1,180人につきましては、既に人口ビジョンであったり総合振興計画でも定めておりますので、今後もこの数字を、定住人口よりも少なくはなってしまうかもしれないんですが、あくまで数値としては国勢調査をベースとした数字で、進捗の管理は行っていきたいというふうに思っております。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（1）南会津町過疎地域持続的発展計画の策定についてを終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

再開は午後1時00分とします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(2) 新町まちづくり計画の変更についてを議題とします。

説明をお願いします。

総合政策課主幹。

○佐藤隆士総合政策課主幹兼課長補佐兼企画政策係長 総合政策課の佐藤です。

私からは、新町まちづくり計画の変更の基本的な考え方について説明させていただきます。

新町まちづくり計画の今回の変更につきましては、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が改正され、合併特例債の発行可能期間が延長されたことから、今後も合併特例債を活用していけるよう、新町まちづくり計画の計画期間を延長するものです。

初めに、計画変更の背景であります。今ほどご説明申し上げましたとおり、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が平成30年に改正されたことにより、合併特例債の発行期限が合併から原則20年間に延長され、東日本大震災の被災市町村においては、さらに5年長い25年間に延長されました。これにより、本町においては、新町まちづくり計画に盛り込まれた事業について、令和12年度まで合併特例債の発行が可能となりました。

次に、計画変更の目的ですが、新町まちづくり計画に掲げる施策を着実に推進し、基本理念に基づくまちづくりを実現するため、計画期間を延長するとともに、地域の課題や住民のニーズが変化する中、計画に掲げる将来像の実現のために必要な事業や延長する計画期間内に合併特例債の活用が考えられる事業などを考慮して見直しを行い、合併特例債を有効に活用できる環境を整えることとします。

続きまして、計画の変更内容についてであります。新町まちづくり計画は、住民アンケートや関係者の意見を尊重しながら合併協議会で策定したものであることから、変更は必要最小限で行うものとし、計画期間の延長と現状の地域課題等に合わせて施策の概要等を修正するも

のとします。

最後に、計画の延長期間ですが、合併特例債は事業費の95%まで借入れができ、さらに、元利償還金の70%が普通交付税によって措置される有利な財源であることから、計画期間は合併特例債の発行可能最長期間である令和12年度まで延長するものとします。

なお、具体的な変更箇所につきましては、資料2-2の新旧対照表でご確認くださいようお願いいたします。

新町まちづくり計画の変更につきましても、過疎計画の変更同様、議決事項となりますので、県との協議を行った上で、令和8年第1回議会定例会に議案として提出する予定です。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。質問、ご意見等はございませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今回の方針の変更、期間延長ということではありますが、説明されている計画書の6ページについてお伺いをしたいと思います。右側の変更後ではありますが、歳出の項目で、人件費については、会計年度任用職員を含めた職員数は増加させず、人事院勧告に基づく給与の増加、人件費全体の15%云々とありますが、ここで一つお聞きしたいのは、職員数を会計年度を含めて増やさないというその判断、いわゆるこれ、固定されたというふうに理解してよろしいんですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

これはあくまでもシミュレーション上のものでございますので、今後の行政需要とか、そういったものによって変更はあるのかもしれませんが、まずはシミュレーション上は、人数は変えずに、人勧で近年、給与費がアップしておりますので、その分を見込んでいるという状況でございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、ここの文言整理で、もう少しそういう、今説明があったような弾力性のあるものにすべきだと思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、なかなか長期的に、どういった行政需要があるかというのは、今の時点で見込めない部分もございますし、当然、組織内の組織の変更というんですかね、そういったことも可能性がございますので、今現在としましては、そういったものが具体的にないという状況ですから、人件費につきましては、先ほどのとおり、人員については横並びで見させていただいたというところでございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 行政需要があるかどうかというのは、他人ごとのように聞こえるんですね。

行政需要というのは町の政策によって変わります。確かにこれは国策で、国の大きな時代に見合う政策転換があった場合、行政需要というのは変わってきますが、それ以外に、やっぱり地方分権、地方が国と同等の立場に位置づけられたんです、法律上は。ということは、予算、財政の裏づけがないと、なかなか、そうはいつでも形に表せないんですが、やっぱり町独自の、つまり人口増加を願う政策を打ち出したり、あるいは産業、今後町がどういう産業をもって、この町の中核、いわゆる経済を推し進めていくのか。こういうことを考えると、行政需要というのは、あるかないかではなくて、自らつくり出していく、こういう視点に立つべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

確かにおっしゃるとおりだと思います。ただ今回、新町まちづくり計画につきましては、先ほどのとおり、合併特例債、そういったものを見据えながら、基本的には5年間の延長ということでありましたので、そこまで具体的に施策を結びつけたシミュレーションをしていないという部分もございますので、取りあえず人件費の考え方につきましては、なかなか判断がつかなかったということで、今回のような形にさせていただいたというところでございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 先ほども過疎計画の話もありましたし、その前にそこで話に出た、いわゆる上位計画の町の総合計画、これらについて、私が勝手にそう思っているかどうかは分かりませんが、私は町が、執行部が自主的に作成したというよりは、どうもプロフェッショナル、コンサルの人たちの手を借りながら作成されているのではないかという疑いを実は持

っております。違うのであれば、違うという答弁をしてください。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

まず、振興計画など総合政策課でつくっている計画につきましては、事業者に委託することもあります。それは書類、文章の整理であったり全体の構成などをお願いしているものでありまして、中身については庁内であったり、あるいは住民を入れて、巻き込みながら議論してつくっているという状況でございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、横並びという人員という考え方のようですが、現在の職員が置かれた立場では、十分に、いわゆる一人一人の職員の能力を政策あるいは事業に反映できている、こういう捉え方をしてもよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 答えいたします。

一人一人といいますと、職員、会計年度を含めまして300人以上いますので、一人一人全てが能力ですとか、政策に対してきちんと能力を発揮しているかということ、反映しているかということにつきましては、はかる手だては今のところ持ち合わせてございませんので、この場ではっきりした答えをできる状況ではございません。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 じゃ、視点を変えてお聞きしますが、こういった増員をしないという判断をする際に、いわゆる住民の意識的な意向が反映されていますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 答えいたします。

職員の人員配置ですとか採用人数に対しまして、住民の方の意見というのは、今のところ反映されていないというふうに考えてございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 こういう言い方が正しいかどうか分かりませんが、私は個人的に、一人一人という言い方は多様なという意味ですね。つまり300人いる人、一人一人に聞くということではなくて、それだけの大勢の方がいるのであれば、多様な能力・資質がある。そ

れを十分に生かし切れているか。そういうことになると、通常業務、日常業務の中に余裕があるのだろうか。

つまり、どうしても報告業務、あるいは、いろんな関連する打合せ業務等がある。それに埋没してしまっていて、本来は、私は町の議員として、職員として、こういう役割を果たしたい、あるいは自分が今担当している業務の中で、こういうことで住民サービスを高めていきたい、こういうことがしっかりと議論されながら、いわゆる町の特質というものをしっかりと共有し、そしてこういう計画に反映されている。それだけの私は人数が、今の横並びで間に合っている、十分配置されているというふうには私は理解し難いので、今後この計画について、例えば、ここに記載された内容を変更する場合の手続を教えてください。

○山内 政議長 総合政策課主幹。

○佐藤隆士総合政策課主幹兼課長補佐兼企画政策係長 答えいたします。

内容につきましては、先ほどの過疎計画同様、今回期間の延長ということで、パブコメは行わないんですが、1月9日までパブリックコメントを行って、その後、県との協議になりますので、1月上旬を目途に総合政策課のほうにご連絡いただければ、その内容について検討して、最終的に変更案としてまとめて、県のほうに協議するようになりますので、総合政策課のほうにお申しつけいただければと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そういうことではなくて、これが一旦決定をされて、議会の承認を得て成案となった場合、その後の変更というのはどういう手続になりますか。

○山内 政議長 総合政策課主幹。

○佐藤隆士総合政策課主幹兼課長補佐兼企画政策係長 答えいたします。

その内容につきましては、ちょっと今の段階で回答することはできないんですが、過疎計画と同じような考え方でいけば、重要変更に関するものについては、変更については議会に提出をして、議決される必要があります。

なお、軽微な変更につきましては、議会の議決を得ずに町のほうで変更できるようになりますので、どのような内容を変更するかによって、議会の議決を経て変更になるか、あるいは町で変更できるかは変わってくるものというふうに思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 この件は、今私がただしている部分は軽微な変更か、重要変更か、どちらになりますか。

○山内 政議長 総合政策課主幹。

○佐藤隆士総合政策課主幹兼課長補佐兼企画政策係長 答えいたします。

その内容につきましては、具体的に、先ほどの6ページの歳出の人件費の見込み方がまずいのではないかというようなことでよろしかったですか。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ちょっと早口だったのかもしれませんが、いわゆる人員を増やさないというふうここに書いてありますね。これを変更して、人員を増やしていく必要が出た場合に、どういう変更手続になるかということです。

○山内 政議長 総合政策課主幹。

○佐藤隆士総合政策課主幹兼課長補佐兼企画政策係長 答えいたします。

人員を増やす増やさないが、直接的な変更になるものとは思っておりませんので、人員を増やす増やさないによって、今回お示ししました財政計画に変更が生じるようであれば、そこは変更になってくるのかなと思いますので、人員を増やす増やさないでの変更というのはないのかなというふうに思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 文言を変えるということは、当然、財政計画が変わってきますね。増やさない場合と増やす場合では、当然支出が変わるわけですから、財政の計画変更になる。財政の計画変更になった場合は、重要変更になるという解釈でよろしいですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 どこまでが重要変更で軽微な変更かというのは、今の時点で我々はつかんでおりません。これについて、議員からおたただしいただきましたので、県のほうに確認したいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 様々な捉え方があっていいし、それから、それを決定するには、当然、権限を有する者が決定していいんですね。議会については、いろいろ言いながら、結果的に多数が力を持ちますので、それもありだと私は思います。

ただ、私が今現在、議員の1人として、様々な問題に相談に乗り、あるいは相談の都度、役場の職員の人たちに勉強といいますか、いろいろと情報を聞いて回ったりしている中では、この町に限っていえば、私は、志を持って役場に入り業務を担当している者たちが、全てとは言いませんが、どうも業務に追われている、そういう感を受けてならないんです。

これは、外から見ているからそうだろうというふうに、十分内容を承知しているのかというふうにただされれば、いいえというふうにしか言えませんが、ただ、そういう感覚で物を申し上げては悪いのかもしれませんが、私は会計年度任用職員も含めて、しっかりと職員数を増やして、そして職員が自分の志に見合う業務に就けて、生き生きと一日一日を積み上げていく、そんな環境をつくるべきだと、こういうふうにこれまでも申し上げてきました。

したがって、ここの6ページに書かれている歳出、人件費については、私は何が最低だかという、これも時々国のほうに、国のほうにというのはちょっと誤解があって、国に私は直接会うことはできません、官僚には。しかし、国会議員を通して、官僚の方々に国会議員の事務所に来ていただいて、そこで情報交換をする限りは、やっぱり国が制度設計をしたんだから、そして、国がいろいろと、これから時代に応じて制度を変えていくんだから、それを担う基礎的な自治体である市町村については十分な、交付税も大事かもしれませんが、職員をしっかりと宛てがって、その職員の給与については国が保障すると、こういうふうにしていただきたい、こういうふうは何遍も申し上げておりますので、町だけのことを考えると、なかなか財政的に厳しいんですよ、こういう回答が返ってくるかもしれませんが、私は国の責任として、これからは国に、微力ではありますが、言い続けてまいりたいと思いますので、ここの文言についても、できれば私は、あまり限定しない書き方にしてほしい。財政についても、少し大変かもしれませんが、それはやむを得ないんだという計画にしていいただければということをお願いして、質問を終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（２）新町まちづくり計画の変更についてを終わります。

次の議題に入る前に、執行部の説明者の準備を行いますので、暫時休憩します。

なお、準備が整い次第、再開しますので、議員はそのままお待ちください。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時23分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(3) 南会津町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

説明をお願いします。

管財係長。

○佐藤弘和総務課管財係長 総務課管財係長の佐藤弘和でございます。よろしくお願いいたしますします。

私からは、南会津町公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

令和7年度末をもちまして指定管理期間が満了する施設数でございますが、管理を一元化した施設を一つの施設として整理させていただきますと、全部で21施設でございます。このうち、公募対象施設が13施設、非公募対象施設が7施設、令和7年度末をもちまして閉鎖となる施設が1施設となっております。

公募対象施設13施設につきましては、令和7年9月2日から10月3日までの1か月間を指定管理者の候補者の公募期間に設定させていただきました。公募説明会を9月9日と10日の2日間にわたって開催させていただいているところでございます。

なお、公募期間に申請のあった施設数は12施設で、申請者数は延べで17件となっております。

その後、10月16日と17日の2日間にわたりまして、申請者を対象とした審査会を開催し、その審査内容を基に、10月20日と29日に選定委員会を開催いたしまして、公の施設の指定管理者候補者を選定したところでございます。

なお、選定委員でございますが、指定管理者候補者選定委員会設置要綱に基づきまして、副町長、総務課長、総合政策課長及び中小企業診断士の資格を有する方が全ての施設の選定委員として、あわせまして、それぞれの施設を所管する支所長や所属長等がそれぞれの施設の選定委員として、審査を行いました。

それでは、お手元の資料3の1ページ、南会津町公の施設の指定管理者の指定についてをご覧ください。

この表につきましては、上段1の表が公募対象となった13施設、下段2の表が非公募となった7施設の選定状況となっております。

上段の公募施設につきましては、左側から、施設が所在する地域、施設の名称、現在の指定管理者の名称、応募件数、次期指定管理者候補者の名称、指定管理期間、指定管理者の指定に係る議案を提出する時期、備考として補足事項を記載してございます。

これら公募施設のうち、田島地域の会津田島祇園公園につきましては、応募が見られなかつ

たため、また、館岩地域の館岩農産物直売所（道の駅番屋）につきましては、応募いただいた事業者が選定基準を満たさなかったため、それぞれ再公募とさせていただいております。

続きまして、下段の非公募施設でございますが、こちらは左側から、施設が所在する地域、施設の名称、現在の指定管理者の名称、次期指定管理者の候補者の名称、指定管理期間、指定管理者の指定に係る議案を提出する時期、備考として補足事項を掲載してございます。

非公募施設のうち、集会所の機能を有する4施設、西屋台格納施設、上大屋台格納施設、本大屋台格納施設、中大屋台格納施設につきましては、指定管理期間を10年とさせていただいております。

続きまして、再公募のスケジュールについてご説明申し上げます。

お手元の資料の裏面になります。2ページ、再公募スケジュールをご覧ください。

今ほど説明いたしました公募対象施設のうち、指定管理者候補者を選定できなかった会津田島祇園公園と館岩農産物直売所（道の駅番屋）につきましては、現在、指定管理者候補者を再公募させていただいております。また、ふるさと番屋ビューポイントにつきましては、当該施設の指定管理者から、令和7年度末をもって指定管理を辞退したい旨の申出がありましたので、このたびの再公募と併せまして公募をすることといたしました。ふるさと番屋ビューポイントにつきましては、館岩農産物直売所（道の駅番屋）と関連する施設でもございますので、管理を一元化させていただきまして、一つの施設として再公募させていただきました。

再公募のスケジュールといたしましては、令和7年11月14日から12月15日までの1か月間を再公募期間に設定させていただいております。この再公募期間の終了後、12月22日に申請者を対象とした審査会を開催いたしまして、その審査内容を基に、同日付で選定委員会を開催し、再公募施設の指定管理者候補者を選定する予定とさせていただいております。

指定管理者の選定後、候補者に対しまして内定通知を送付させていただきまして、年明け1月初旬頃までには、候補者から同意書を提出いただく予定としております。当該同意書の提出に基づきまして、1月下旬もしくは2月上旬頃に臨時議会の開会をお願いいたしまして、再公募した2つの施設について、指定管理者候補者の選定に係る議案を提出させていただきたい考えでございます。

こちらにつきましては、臨時議会において議会の承認をいただければ、指定通知書を送付させていただくとともに、担当部署により指定管理に係る協定の締結に向けた準備を進めていただきまして、今年度内には基本協定を締結、次年度当初には年度協定を締結させていただく予定で進めていく考えでございます。

以上、南会津町公の施設の指定管理者の指定についてのご説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。質問、ご意見等ございませんか。

8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 1番の公募施設の中の地域、館岩で、道の駅番屋がございます。候補者……

○山内 政議長 川島議員、マイクを近づけてください。

○8番 川島 進議員 地域、館岩で、道の駅番屋の中で、次期指定管理者候補者、選定基準を満たす事業者がなかったため再公募とありますが、選定基準というのはどのようなものだったか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

こちらの選定委員会の基準といたしましては、条例の規定に基づきまして、事業計画の妥当性であるとか利用者増加の方策、また運営体制等の項目につきまして、各項目10点満点で評価・採点を行ったところでございます。

その点数の合計につきまして、6割という基準を設けておりまして、その6割を下回ったというところで、基準を満たさなかったというものでございます。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 分かりました。いろいろ何名かで点数をつけた結果が、60点未満ということだと思います。

また、来年の3月31までは、現在のたていわ農産さんがやっていくわけですよ。短くなったんですね。農産が何年かあったんだけど、さっきの町長の説明だと、1年でやめるわけですよ、農産が辞退されて。それで、新たに4月1日から5年間ということなんだろうが、臨時議会で予定されている。

この道の駅番屋につきまして、大分前から私が、働く人が少なくて、今までおそばとかうどんとか、いろいろ様々、昨年2月、3月までは曲家、前沢で作っていた行者ニンニク入りギョーザというのも冷凍パックで、お土産として販売をしておりました。ところが、元のほうの作る方、人数、やっぱり曲家のほうでも人手が減ったということで、そこまで間に合わないということで、その販売も中止に、昨年の4月か5月か行ったときに、もうできないんだよとい

うような返事がありました。非常に観光客からは、リーズナブルで人気もあった商品やに、私もお土産としてよく購入をしておったわけです。

それは一つの例なんですけど、ただ現在、何を提供されているかというのと、おむすびなんですね。1個210円とか2個で510円、ついでにおみそ汁が手製かというのと、カップのおみそ汁をつけて五百幾らとか。直接は言われなかったんですけど、ある方を介して入ってきた情報ですと、以前何度か、埼玉の方らしいんですけど、お見えになって、ちょうどお昼どき、おそばを食べに寄ったらおむすびになっていて、がっかりしましたなんていったことをある方に話されて、それを私、伺ったことがあります。何名かの観光客の人が、ちょっとおむすびはなと、館岩に来たらそば食べたいんだよなというような話をされていたやに聞きます。

今度再公募されて、もうすぐ、今日が12日だから、あと3日すると締切りで、22日には新しい業者というか、管理者が選定されるかどうかということなんだろうけど、何を言いたいかというのと、行者ニンニクは向こうの曲家のほうで作っているから別にしても、そこからおそばを仕入れることはできるわけで、あと最低1人あそこで働く人が増えれば、おそばとかうどんとか以前提供していたメニュー、空揚げした野菜をのせたカレーですとか、最低でもそのぐらいの産品は提供、おむすびもいいでしょう、今やっているわけだから。塩むすびというか、せめてノリぐらいで巻いたらどうなのかななんて、丸裸のおにぎりだからちょっと違和感も、個人的な感想です。

そんなに大きなところでもないんですけど、次の指定管理者の選定に至っては、そういったことも条件化というか、町のほうからお願いをして、道の駅番屋が前と同じようなメニューの提供、あと来られた方が、観光客の方が楽しめるような、満足いただけるような業務をしていたきたい、このように思っております。

○山内 政議長 答弁。

○8番 川島 進議員 じゃ、ちょっとお願いします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 道の駅番屋ですね、やっぱり通りすがりの方にサービスを提供するという意味では、非常に魅力のある場所だし、そこに館岩地域の特産品があるということであれば、それをやっぱり施設を運営しながら、きちんと提供していただくということが本筋だと思います。

残念ながら、現指定管理者のたていわ農産としては、農業のほう为本業でございますので、道の駅の販売業までは得意分野ではないのかなという話は聞いたことがあります。そんなことで、今回、たていわ農産としては手を挙げなかったのかというふうに思っております。

一方で、やってみたいという人がいて、基準点には達しなかったということでございますが、この方がこの次、応募されるかどうか分かりませんが、やはり我々としては、そこにある施設を活用して地域の活性化につなげる取組をやっていただく、そういう提案を待ちたいと、このように思っております。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 過去の売上げ等を見ると、前沢の曲家よりも道の駅番屋のほうがお土産品が品ぞろえが多くて、そのせいかどうか分かりませんが、売上げが多かったんです、前沢の曲家よりも、何年かは。だから、そういったことがまた復活されることを期待して、管理者の選定に配慮いただければと思います。

以上です。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 今の部分で、選定基準点に満たなかったために採用にならなかったと。現在、今川島議員が言いましたけど、あと3日で再募集の期間が終わるわけですけど、今のところの応募状況はどうなんでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 道の駅番屋についての再公募の現時点での応募状況ということでございますが、まだ15日まで、再公募の期間、残っておるところでございます。今現時点では、まだ再公募の応募というのはない状況でございますが、問合せ等は来ておりますので、締切りの15日まで待った上で判断をしたいと考えております。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私からは、公募施設の中の3点についてお聞きしたいと思います。

まず1点は、会津山村道場で2件の応募件数があったんですが、これが、いわゆる電腦株式会社ということがありますが、もう一者はどこなのか。そして、電腦株式会社って、どのような会社運営をされているのか、分かる範囲で教えてください。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 お答えいたします。

会津山村道場についてでございます。

今回、2者応募がありまして、電腦株式会社を選定したということでございますが、もう一

者につきましては、株式会社みなみあいづのほうから応募があったというものでございます。

今回選定しました電腦株式会社につきましては、本社が東京の会社でございまして、主に起業家支援であるとか、コピー機などのOA機器の販売・メンテナンス等をメインにやっている会社ということでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 電腦のほかに、もう一者というのが株式会社みなみあいづということは、これまで指定管理を受けていた株式会社みなみあいづだというふうに理解しますが、これと競い合ったというか、優劣をつけたんでしょうが、どの部分が差があって電腦になったのか教えてください。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 お答えいたします。

今回、2者から提案書をいただきまして、審査を行いました。

電腦株式会社の事業計画につきましては、まだ提案ということで、実際にいつから実現するということは、これからの協議になるという前提でございまして、芸術や音楽などの文化交流イベントであるとか地域の食材を活用した食事の提供、そういった様々な企画についての提案がございました。

また、町としては、公費負担を下げながら継続という方針を掲げておりましたが、その点につきましても、自社資金によって施設の改修等を行いましてサービスの向上を図って、来場者も増やして売上げも上げていくという提案がございました。そういった点が、電腦株式会社のほうが上回ったということであるというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、町からの持ち出し資金といいますか、経費が少なくなる可能性があるというふうに捉えましたが、指定管理契約上、60万円を一つの基準にして、未満というんですかね、未満とそれ以上についての、いわゆる町側が負担すべきもの、あるいは今後、運営側が負担すべきもの、これについて変わりがありますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

基本的な修繕の考え方については、今のところ、今までどおりということで考えておりますので、60万円ということで基準を設けていきたいと考えております。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、新しい指定管理者になっても、施設のいわゆる改善・改修というか、それについて、大幅な経費削減にはならないというふうに理解しましたが、その理解でよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えします。

今ほど60万円と申し上げましたが、この施設につきましては、30万円ということで基準を設けている施設でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

その上で、山村道場につきましては、今回電腦さんから提案いただきました損益計算書を見ますと、今現在、約1,000万円ほど指定管理料を払っておるんですけど、そこを年々減らして行って、12年度までに約半分ぐらいにするような計画を提出していただきました。

先ほどのとおり、今回、この指定の議案のほかに、施設の使用料の増加の部分も提案させていただいております。電腦さんからは、投資に見合う収入を上げていきたいということで、施設の利用料の増加、そういった提案も併せてございましたので、そういったことから、町の指定管理料は減らせるというふうに見込んでおるところでございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、いわゆる株式会社みなみあいづ、これまで指定管理料を受けてきた会社については、町が全額出資の会社ではありますが、ここの役員が替わっても、今電腦さんから提示されたような改善策といいますか、運営策というか、あそこの施設に関する意気込みというか、そういったものは見られないと、見られなかったので電腦さんにしましたと、こういうことでよろしいでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 先ほども申し上げましたが、やはり電腦さんの計画については、そういった各種、様々な提案があったというところございまして、一方で、みなみあいづにつきましては、そういった来場者を増やして売上げを増やしていくための具体の提案のところ、やはり電腦さんより下回ってしまったということでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 それでは、次に、たかつえスキー場についても3件の応募があったというんですが、3件を支障がない範囲で、応募者名を教えてくださいませんか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 お答えいたします。

たかつえスキー場の応募状況ということでございますが、今回選定したDMC a i z uのほかに、株式会社みなみあいづ、それからもう一者が、株式会社アンビックスという会社でございまして、こちらは本社が北海道の札幌市にある会社で、北海道のほうでホテル等、様々な指定管理施設の運営をしていた会社でございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 前回と同じような質問になりますが、点数の内容はいいんですけど、そのアンビックスという会社も含めて、DMCが勝っていた、明らかに勝っているという点を、もし支障なければ、お話ししたいと思えます。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 お答えいたします。

今回応募があった3者の中では、DMCが最も点数が高かったということで選定をされたということでございますが、DMCの事業計画につきましては、特にグリーンシーズンの誘客に関しまして、今ジップライン等もございまして、そのほかに、例えばつり橋などの空中アクティビティであるとか、またフラワーガーデンということで、そのような提案があったというところでございます。

また、学校等の団体受入れにつきましても、さらなる強化を図りまして、売上げを増やしていくという提案があったところでございます。こうした点が、ほかの2者よりも高かったということでの結果かなというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これまでも株式会社みなみあいづについては、町の出資を受けて、頑張ってきていただいたと思うんですけど、限りなく多くの方々が、議会でもそうでしょうが、グリーンシーズンの活用について、十分これからは検討していくべきだと、こういう要請があったんだけど、今回の指定管理に当たっても、グリーンシーズンの利活用の企画案はなかったと、こういう理解でよろしいんですか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 お答えいたします。

ほかの2者とも、幾つか提案はございましたが、今回選定されなかったところの案につきましては、あまりこの場で具体的に述べることは控えたいと思えますけれども、やはりDMCの

事業計画が最も効果が高いのではないかということで判断したところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 それでは、最後に、古町温泉赤岩荘なんです、NPO法人いなGO！というんですか、ここの組織とか、何を実態としてされているのか、分かる範囲でお答えください。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 お答えいたします。

赤岩荘についてでございます。今回、いなGO！という団体のほうで選定をしたところでございますが、こちら、地元の有志で設立された団体でございます。審査の段階では、まだ任意団体の状況で、NPO法人の認可を申請しているという段階でございましたが、その後、11月に認可を受けまして、今現在はNPO法人になっているという団体でございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 確認ですけれども、ここでも2件ありますけど、これまで運営、指定管理を受けていた株式会社みなみあいづも、応募はしたということで理解してよろしいんですか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 お答えいたします。

現在の指定管理者である株式会社みなみあいづからも応募はございました。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、株式会社みなみあいづという会社は応募しているんですけども、新しくNPO法人いなGO！という会社に経営を譲らざるを得ないような点数の結果だったと、こういうことで理解してよろしいんですね。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます、いなGO！につきましては、地元の有志で設立された団体ということで、地域の活性化のために様々な提案がございまして、そういったものが評価が上回ったというふうに認識しております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 適正な評価に基づいて指定管理者が替わるということは、私は、どちらかという希望を持って見ていきたい、そんな思いでおりますけれども、今後、運営に当たっては、より具体的に人の問題、あるいは人の問題を、地元なのか他町村なのか、つまり、細

部にわたって経営というのは、一つ一つがハードルとなってきますので、このところを私なりにしっかりと、そこは見守りながら検証を加えていきたい、こう思っておりますので、私の質問はここで閉じます。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 今回、会津田島祇園公園のところの応募がなかったためということなのですが、一応、どのような内容で公募されたのかということ、それについて、まずお願いしたいと思います。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 お答えいたします。

どのような内容で公募をしたかということでございますが、基本的な内容としましては、これまでと同じ条件というふうになっております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 基本的な内容というのがちょっと、私らもよく承知していないものですから、今回、祇園公園だけ一つで発注している、指定管理の内容を公募したということなもので、それについてちょっと、中身を教えてもらえればというふうに思う。

通常の祇園公園の維持管理だけなんですか。あとは余計なことはやらない。ちょっと言葉は語弊があるかもしれませんが、ちょっとそれ教えてください。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

議員今おただしのおり、今回、ほかの施設や何かとセットということではなくて、これまでどおり単独の応募として出しております。内容につきましても、先ほど副町長から、これまで同様というような説明がございましたが、まさにそのとおりでございまして、基本的には公園の維持管理、かつて議員から、リフレッシュ工事なんていうご提案もいただきましたが、今回はそういったものを含めずに、あくまで公園としての最低限の管理という業務内容を整理した上で公募をさせていただきました。

以上です。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ぜひこれも、どういうふうに今、公募が進んでいるかどうか分からないんですけど、一応、誰もいないなんていうことになれば、やっぱりあの公園そのものが、

大分関心がなくなっているんじゃないかなと思うので、やっぱりそういうのを、あれだけの一番人が集まりやすいところに動線的にはあるわけですから、そういうのも絡めながら、一応公募について考えて、そして活用がされるように、ぜひ検討をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○二瓶勝俊副町長 お答えいたします。

こちらの祇園公園につきましては、これまでもご説明しましたとおり、応募者がいなかったということで、今回、再公募になってございます。こちらも併せまして、来週15日までの公募期間となってございますが、こちらの状況につきましては、まだ公募期間中ということで、詳細は差し控えたいと思いますが、応募は出ているというところの状況はございます。

したがって、15日の締切りを待った後に、選定委員会等で審議をして、決定していくという形になろうかと思いますが、ご指摘のとおり、しっかり候補者が決まって、4月以降も管理をしていただけるというふうになるといいなということで、期待しているところでございます。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 指定管理者の関係で、新たに指定管理者ということで、株式会社みなみあいづについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

3点ほど、株式会社みなみあいづが、交代ではないですが、今回、指定管理に当たらなかった、次期管理者にならなかったということになります。それらについて、先ほど副町長から、選定の基準点に達していないというようなことでの説明があって、このことについては了解いたしました。問題は、それぞれ各職場において、従業員の方が非常に心配されていると思います。

それで、会社が替わりますので、それらの指定管理者の中での職場をどのように、町有観光施設の今後の方針の中でもこうに説明しているんですが、できるだけ面倒見るといふことでの内容で説明あったわけなんです。新管理者の中でどのようなことを、町からも新管理者の中で、従業員の雰囲気、また、悪い雰囲気にならないようなご指導をされているのか、その辺をちょっと聞いて、非常に今心配だと思いますので、その辺をひとつご指導いただいて、よい職場づくりにお願いできればというふうに思いますが、いかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私の方からお答え申し上げます。

指定管理が替わるというのは、非常に従業員にとっては大きな不安材料にもなるし、ある意味、会社に対する懸念というようなところもお持ちの方もいらっしゃるだろうと思います。

私としては、審査結果が出て、内定通知が発せられた段階で、株式会社みなみあいつの社長のほうにコンタクトを取りまして、広まる前に、よそから聞こえてくる前に、従業員の方には社長の口からお話しすべきじゃないんですかという話をしました。

その中で一番大切なのは、今いる従業員の方が不安を持たないように、まずは会社として雇用する。それで、今ある施設のところで継続して、会社が替わったらば替わったほうに移籍してもいいということであれば、その方のほうに円滑な移籍をしていただくというようなところを丁寧に対応していただきたいというお話をしてまいりました。

一方、替わる、今度新たに入ってくる事業者の方も、自分たちが受けたときに、全く知らない人たちだけで運営するというのは非常に困難なところもあるので、できれば可能な限り残っていただきたいというお話も、私、受けておりました。

今回、たかつえの事業エリアについては、DMCのほうで、議会の選定前ではありますが、スキー場が始まる前に、従業員の方があまり慌ただしくなる前に、会社の考え方を説明をしたというふうに聞いております。

我々施設を所有している町としては、この両者が円滑に、そして円満に業務の引渡しができること、さらには、そこに従事されている従業員の方、パートの方も含めてですが、この方が、会社が替わることによって職がなくなるということがないように調整はしなくちゃならない。その辺の中間の調整役を、それぞれ担当課なり担当支所のほうでやっていただくようお願いをしたところであります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（３）南会津町公の施設の指定管理者の指定についてを終わります。

次の議題に入る前に、執行部の説明者の準備を行いますので、暫時休憩します。

なお、準備が整い次第再開しますので、議員はそのままお待ちください。

休憩 午後 ２時０４分

再開 午後 2時05分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(4) 伊南地域診療施設等整備事業についてを議題とします。

説明をお願いします。

伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長 伊南総合支所長の菅家康夫です。

私からは、伊南地域診療施設等整備事業について説明をさせていただきます。

まず、説明の前に、資料の訂正をお願いしたいと思います。

資料4、表題でございます「財産無償貸付けの概要（議案第106号）」となっておりますが、議案第105号に訂正のほうをお願いしたいと思います。

次に、この資料の裏面をご覧くださいと思います。裏面の中段にある四角で囲ってある、その次の(2)でございます。開業への影響の、ここの部分の3行目でございます。先頭に、「ながら、」とございますが、その前に、「しかし」という言葉を追加していただいて、「しかしながら、」ということで修正をお願いしたいと思います。

〔「入っているよ」「3行目でしょう」と言う者あり〕

○菅家康夫伊南総合支所長 3行目です、しかしながら。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

今回の事業につきましては、伊南地域の診療施設に新たな医師を迎えるために実施する改修工事でございます。今年度の当初予算、それから、7月の議会臨時会で予算の議決をいただき、事業を実施しているところでございます。

初めに、今回の整備事業に関する本定例会の議案となっております議案第105号の財産無償貸付けの概要から説明をさせていただきます。

伊南診療所施設、それから診療所車庫、敷地を無償で貸付けするものでございますが、本施設は平成8年に設置され、その目的としては、当時の伊南村の無医村対策として整備された施設でございます。

これまで開業してきた旧なかやクリニック、令和6年3月まで診療していた伊南小野木クリニック、こちらには、施設の設置目的である医療の提供という公益的な事業を実施することで、無償により施設を貸し付けてきた経緯がございます。今回につきましても、施設を利用して地域医療の確保、地域住民の福祉向上に資する事業を行うことから、無償で貸付けをし

たいと、このように考えているところでございます。

貸付けする相手方につきましては、東京都品川区在住で、世田谷区で開業している恩田泰光氏でございまして、貸付けする施設の詳細については、お手元の資料の（２）のとおりでございます。

貸付けする期間については、令和８年１月１日から令和13年３月31日までとしております。期間の考え方でございますが、開業までの準備に必要な期間である令和８年１月１日から３月31日までの期間、さらに令和８年度から５年間、合わせた期間としてございます。

なお、令和13年３月31日以降については、町、それから医師側から契約解除の申出がない限り、自動的に１年間の期間を更新するというようなことで考えているところでございます。

次に、２番、整備工事のスケジュールについて説明をさせていただきます。

資料２のスケジュール、この欄をご覧ください。

まず、工事につきましては、建築主体工事、機械設備工事、それから電気設備工事の３つに分かれて進めております。そのうち、建築主体工事、機械設備工事については、11月末で竣工となっております。３つ目の電気設備工事、これにつきましては、高圧受電設備、いわゆるキュービクルの整備に時間を要しておりまして、工期を年度末まで延長しているところでございます。

中ほどにございます医療機器関係、医師による医療機器の整備につきましては、年明けの1月中旬から下旬を予定しておりまして、開業に必要な届出・申請については12月から1月の期間に行い、2月末には開業に必要な許可を受けることができる、そのように考えているところでございます。開業につきましては、令和８年３月末を想定しておりまして、順調に進めば3月26日、この日にも診療を開始したいということで、医師と確認をしているところでございます。

続きまして、裏面の３、電気設備工事の工期延長の内容について説明をさせていただきたいと思っております。

（１）の要因につきましては、令和８年度から省エネ法、エネルギーの使用の合理化に関する法律というものの影響によるものとなってございまして、その内容でございますが、今回の電気設備工事では、医療機器に必要な電源を確保するため、高圧受電設備の整備が工事の中心でございますが、令和８年、来年４月から、省エネ法に基づく新基準適用型の変圧器、これを搭載する高圧受変電設備の出荷が義務づけになったことから、製造メーカーにおいては現行型の出荷が３月までとなることから、メーカーの生産力に合わせた受注調整が行われておりまし

た。

現行型の受付・受注スケジュールにつきましては、当初より、注文を今年の9月末まで受け付けるというような計画でございましたが、今回の設備工事においても、そのスケジュールに合わせた工程により調達を計画しておったところでございます。しかしながら、令和8年4月から新基準適用型の変圧器、これが現行型の生産が終了した後に生産が始まり、納期に一定期間必要となることが予想されることや、省エネ機能の強化の変圧器に切り替わることによりまして、高圧受電設備自体が大型化し、価格の改定も見込まれるとの情報がございまして、その結果、現行型への注文が全国的に殺到したところでございます。

この結果、メーカーには想定を超える注文が殺到し、当初の受注期限の9月末を待たずに生産予定数に達し、受注受付が早期に停止される状況になったところでございます。これによりまして、本工事の設備を調達する時期において、現行型の発注を行うことができず、新基準適用型の変圧器を搭載した高圧受電設備を確保せざるを得ない状況となったところでございます。

現時点では、新基準適用型の変圧器の納期が確定されておらず、はっきりと見通せる状況にはないというところでございまして、設備の納期次第では、工期についても再度延長して、年度を超えるものになる可能性もあるところでございます。

このことによる開業への影響についてですが、令和7年1月に医師と締結した基本協定書の中で、開業時期については令和7年度中とすることが双方の合意事項になっております。このため、基本合意のとおり開業時期は変更することなく、高圧受電設備が整備されるまでの間は暫定的に発電機を利用して、支障なく診療できる環境を整備したいと、このように考えているところでございます。

最後に、4つ目の広報についての事項でございしますが、まず広報紙の記事の掲載、それから、医師との相談の上でということになりますが、施設の内覧会の実施、福島県医師会と協力して報道機関への案内などを実施したいというふうに考えているところでございます。

以上が伊南地域診療施設等整備事業についての説明になります。よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。質問、ご意見等ございませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 今の説明の中で、裏ページになりますが、3の(2)開業への影響でありますけれども、仮設の電源、発電機、非常に電圧の高い発電機になると思うんですが、それらはどこで負担されるのか。工事される電気工事業者なのか。また、リースであれば、維持費

というのがかかると思いますが、それらの維持費はどうか。あと、全体的に補正が必要かどうか、その点について伺いたいと思います。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今回、仮設に係ります発電機につきましては、今回工事の中で、リースという形で、今のところ、工事の中で計上するという考えでございます。

こちらにつきましては、おおむね今、夏ぐらいまでを考えてございまして、また、先ほど支所長のほうからも、まだ納期は明確ではないということがございましたが、夏ぐらいまでの経費でございますと、約150万円程度かかる見込みとなっております。そちらが短くなればなるほど、経費については安くなっていくというような状況でございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 150万円ということではありますが、全体的な、キュービクルがこちらに入るまでに関連しての補正というようなことは出てこないんですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

こちらの仮設の電源の発電機のリース料を含めまして、今回補正につきましては、今の予算の中で変更まで見込めるというような見込みでございます。ですので、補正はしない方向で考えてございます。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（4）伊南地域診療施設等整備事業についてを終わります。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 以上で、協議議題は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第6回南会津町議会全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時20分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政